

「協会の従業員に関する規則」等の一部改正等について

平成22年 5月18日
日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

本協会では、「協会の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング」において、協会の役職員が関与するインサイダー取引等、金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為の抑止を目的として、処分の厳格化の観点から検討を行い、平成21年2月17日付けで「協会の役職員に対する処分について（協会の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書）」を取りまとめた。

今般、同ワーキング報告書における提言を踏まえ、不都合行為者の制度を拡充し、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為に関して、従業員としての採用禁止期間を無期限とする不都合行為者の区分を設けるとともに、不都合行為者の取扱いを決定するに際して、より慎重な手続を行うため、新たに弁明の手続に関する規定を設け、また、不服申立て制度を創設し、中立的な機関における不服審査を行うため、定款改正を前提に、本協会の附属機関として「不服審査会」を設置し、その手続規定を整備することとした。また、併せて、協会に対する処分の決定に際しても同様の整備を図るため、以下の規則の改正及び制定を行う。

II. 改正等の骨子

1. 金融商品取引業の信用を著しく失墜させる行為を行ったと認められる者について、従業員としての採用禁止期間に期限を設けない取扱いとする一級不都合行為者の規定を新たに設け、従来の5年間採用を禁止する不都合行為者を二級不都合行為者に区分する。（「協会の従業員に関する規則」第4条第2項、第3項、第12条）
2. 従業員の採用前における照会に関する規定のうち、一級不都合行為者に係る照会等については、期限を定めないことを規定する。（「協会の従業員に関する規則」第5条第1項、第4項、「金融商品仲介業者に関する規則」第15条第1項、第3項）
3. 不都合行為者としての取扱いの決定について、協会のほか従業員等本人が弁明し、又は不服の申立てを行うことができることとし、併せて協会に加え不都合行為者として取り扱われている者本人が解除の申請を行うことができることとするため、弁明の手続及び不服の申立てに係る規定等を整備する。また、資格の処分について協会が解除の申請を行うことができることとするため、解除の申請に係る規定を整備する。（「協会の従業員に関する規則」第13条、第13条の2、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第13条の6、第14条、第15条、第15条の2、「「協会の従業員に関する規則」第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則」（制定）、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の4、第6条の5、「「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」第4条、「金融商品仲介業者に関する規

則」第29条の4、第29条の5、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第21条、第22条)

4. 本協会が不都合行為者として取り扱っている者について、協会員等が当該者に外務員の職務を行わせることを禁止する旨を明確化する。

(「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の2第1項、第2項、「金融商品仲介業者に関する規則」第29条の2第1項、第2項)

5. 協会員が不都合行為者として取り扱っている者を内部管理統括責任者等及び内部管理責任者等に任命することを禁止し、また、外務員の登録及び資格に係る処分等を受けた者を内部管理責任者等に任命することを禁止する。

(「協会の内部管理責任者等に関する規則」第3条第4項、第5項、第6条第7項、第8項、第9項、第11条第6項、第7項、第8項、第9項、第14条第6項、第7項、第8項、第9項)

6. 本協会が不都合行為者として取り扱っている者について、協会員等が当該者に資格試験を受けさせること及び当該者が資格試験を受けることを禁止する。

(「外務員等資格試験に関する規則」第4条の2、第10条第1項、第13条第1項)

7. 「定款」第28条の規定に基づく処分に関する弁明の手續について明文化するとともに、不服の申立てに係る規定を整備する。

(「定款」第28条第1項、第2項、第10項、第11項、「定款の施行に関する規則」第11条、「協会員に対する処分等に係る手續に関する規則」(制定))

8. 不都合行為者としての取扱い及び「定款」第28条の規定に基づく処分に係る不服の申立てに関し、不服審査を行うため、本協会の附属機関として「不服審査会」を設置する。

(「定款」第56条第2項第9号、第76条の3、「不服審査会規則」(制定))

9. 外務員等規律委員会における一級不都合行為者としての取扱いについて、出席した委員の議決権の3分の2以上の多数決によることを規定する。

(「外務員等規律委員会規則」第8条第1項)

10. その他所要の整備を行う。

(「協会員の従業員に関する規則」第3条第1項、第4項第1項、第5条第2項、第3項、第5項、第9条第1項、第10条第1項、第17条、「金融商品仲介業者に関する規則」第7条第2項、第15条第2項、第4項、第16条、第17条、第18条第2項、第5項、第6項、第7項、第8項、第18条の2第1項、第26条第1項、第2項、第28条第2項、第29条第1項、第2項、第3項、第29条の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5、第30条、第31条第3項、第32条、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第6条第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第10項、第7条、第8条第4項、第11条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第14条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17条第1項、第4項、第18条第1項、第4項、第19条第2項、第4項、第20条、第21条、第22条、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条、第6条の2第3項、第6条の3、第11条、第18条、第18条の2、第18条の3、第19条、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」第9条、第10条、「外務員等資格試験に

関する規則」第7条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項、第12条、「自主規制会議規則」第7条第1項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正及び制定は、定款改正（委員会の設置等）を条件として、平成22年7月1日から施行する。ただし、「金融商品仲介業者に関する規則」第32条の改正については、平成22年5月18日から施行する。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 5 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(従業員を採用)</p> <p>第 3 条 協会員は、<u>人を従業員とする (以下「採用」という。)</u> に際しては、採用しようとする者が第 1 条の目的に照らし、善良かつ、有能な従業員となることができる者であるかどうかをその者の経歴等により審査しなければならない。</p> <p>2 (削 る)</p> <p>(下の新第 5 条へ)</p> <p>(採用の禁止)</p> <p>第 4 条 協会員は、他の協会の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会の<u>金商法第 36 条第 4 項に規定する親金融機関等若しくは同条第 5 項に規定する子金融機関等 (以下「親子金融機関等」という。)</u> である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を採用するときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>協会員は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者については、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用してはならない。</u></p> <p>3 <u>協会員は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者については、当該取扱いの決定の日から 5</u></p>	<p>(従業員を採用)</p> <p>第 3 条 協会員は、<u>従業員の採用に際しては、</u>採用しようとする者が第 1 条の目的に照らし、善良かつ、有能な従業員となることができる者であるかどうかをその者の経歴等により審査しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定は、店頭デリバティブ取引会員がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させようとする場合及び特別会員がその使用人を新たに登録金融機関業務に従事させようとする場合において準用する。</u></p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p>(採用の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、他の協会の使用人を<u>自己の従業員として採用してはならない。ただし、当該協会員が他の協会の使用人を出向により受け入れる場合又は当該協会員が他の協会の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を自己の従業員として採用するときは、この限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>会員は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについては、その者が不都合行為者の決定を受けた日</u></p>

新	旧
<p>年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用してはならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを採用してはならない。<u>ただし、第15条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員は、第12条第1項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについては、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させてはならない。ただし、第15条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>特別会員は、第12条第1項の規定により本協会が不都合行為者として決定したものについては、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、これを登録金融機関業務に従事させてはならない。ただし、第15条第1項の規定により不都合行為者の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p>
<p>(本協会への照会)</p> <p>第5条 <u>協会員は、他の協会員の従業員、金融商品仲介業者(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)若しくはその外務員であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、第12条第1項に規定する一級不都合行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</u></p> <p>2 <u>協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、第12条第1項に規定する二級不都合行</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第4条 <u>協会員は、従業員として採用しようとする者(店頭デリバティブ取引会員がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させようとする場合及び特別会員にあつては、その使用人を新たに登録金融機関業務に従事させようとする場合にお</u></p>

新	旧
<p>為者としての取扱い及び処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>3 <u>協会員が、他の協会員の従業員を</u>出向により採用しようとするとき、<u>他の協会員の従業員として出向していた者を</u>帰任により採用しようとするとき又は当該協会員が他の協会員の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用しようとするときは、<u>前2項の規定を適用しない。</u></p> <p>4 <u>本協会は、第1項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、一級不都合行為者としての取扱いの決定の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</u></p> <p>5 <u>本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる本協会による取扱いの決定及び処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により</u></p>	<p><u>ける当該使用人を含む。次条第1項において同じ。）が、最近5か年間に他の協会員の従業員又は金融商品仲介業者（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）若しくはその外務員であったとき、又は現に他の協会員の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。ただし、当該協会員が他の協会員の従業員を</u>出向により受け入れる場合若しくは他の協会員の従業員として出向していた者が帰任する場合又は当該協会員が他の協会員の金商法第36条第4項に規定する親金融機関等若しくは同条第5項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を自己の従業員として採用するときは、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>2 <u>本協会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、所定の方法により当該協会員に回答する。</u></p>

新	旧
当該照会を行った協会員に回答する。	
1 <u>第12条第1項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定</u>	(新 設)
2 <u>金商法第64条の5第1項(同法第66条の25において準用する場合を含む。)の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分</u>	(新 設)
3 <u>「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)</u> <u>第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u>	(新 設)
4 <u>「金融商品仲介業者に関する規則」第29条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u>	(新 設)
5 <u>「協会員の内務管理責任者等に関する規則」(以下「内務管理責任者規則」という。)</u> <u>第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内務管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内務管理責任者資格停止処分</u>	(新 設)
(事故連絡)	(事故連絡)
第9条 協会員は、その従業員又は従業員であった者(以下「従業員等」という。)に第7条第3項各号及び <u>外務員規則</u> 第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為(以下「事故」という。)のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。	第9条 協会員は、その従業員又は従業員であった者に第7条第3項各号及び <u>「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」</u> (以下「外務員規則」という。)第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為(以下「事故」という。)のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(事故顛末報告)	(事故顛末報告)
第10条 協会員は、前条に規定する事故(第	第10条 協会員は、前条に規定する事故(第

新	旧
<p>8条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。)の詳細が判明したときは、当該従業員等について当該事故の内容等に応じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。</p>	<p>8条に規定する不適切行為が過失による場合を除く。)の詳細が判明したときは、当該従業員について当該事故の内容等に応じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様式による事故顛末報告書を本協会に提出しなければならない。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>(不都合行為者の取扱い)</p>	<p>(不都合行為者処分)</p>
<p>第 12 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書を審査した結果、当該従業員等が退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、<u>決定により、当該従業員等を不都合行為者として取り扱うこととし、外務員規則に規定する外務員資格並びに内部管理責任者規則に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者として、その他の者を二級不都合行為者として、それぞれ取り扱う。</u></p>	<p>第 12 条 本協会は、前条の規定により事故顛末報告書を審査した結果、当該従業員が退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、<u>これを不都合行為者とし、外務員規則に規定する外務員資格並びに「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定による不都合行為者としての取扱いは、前項の決定の日をもって開始する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(下の新第13条の2へ)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(弁明の手續)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 13 条 本協会は、従業員等を不都合行為者として取り扱おうとするときは、<u>弁明の手續を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>2 <u>本協会は、前項に規定する弁明の手續を行う場合は、その旨を当該弁明の手續に係る従業員等及び当該従業員等の不都合行為者としての取扱いの原因となる事故に関して第10条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員(以下「提出協会員」という。)に通知する。</u></p>	

新	旧
<p>(不都合行為者決定通知)</p> <p>第 13 条の 2 本協会は、<u>前条第 1 項の<u>手続に係る従業員等</u>を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該従業員等及び提出協会員（従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）となっているとき</u>にあつては、当該他の協会員を含む。以下第13条の 6 第 1 項において同じ。）に通知する。</p>	<p>第 12 条</p> <p>2 本協会は、<u>前項の規定により従業員又は従業員であつた者を不都合行為者としたとき</u>は、遅滞なく、その旨を当該<u>協会員</u>に通知する。</p>
<p>(不都合行為者名簿)</p> <p>第 13 条の 3 本協会は、<u>第12条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿（以下「不都合行為者名簿」という。）</u>を備え、当該<u>不都合行為者名簿</u>にそれらの者の氏名、性別、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となつた事故の内容、<u>一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日</u>その他必要と認める事項を記載する。</p>	<p>(不都合行為者の名簿)</p> <p>第 13 条 本協会は、<u>不都合行為者の名簿</u>を備え、当該<u>名簿</u>にそれらの者の氏名、性別、生年月日、<u>行為の内容、処分内容</u>その他必要と認める事項を記載する。</p>
<p>(不服の申立て)</p> <p>第 13 条の 4 <u>第13条の 2 の通知を受けた従業員等又は提出協会員は、当該通知が到達した日から14日以内に、定款第76条の 3 に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p>2 <u>第13条の 2 の通知が従業員等に到達しなかつた場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者としての取扱いとなつたことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>提出協会員に到達した日から30日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から60日）以内に、不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p><u>3 不服の申立ては、本協会が当該申立てに係る従業員等を不都合行為者として取り扱うことを妨げない。</u></p> <p><u>（不服審査）</u></p> <p>第 13 条の 5 <u>不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下「不服審査」という。）し、その結果を当該申立てに係る従業員等及び提出協会員に通知する。</u></p> <p><u>2 従業員等及び提出協会員は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。</u></p> <p><u>（再審査）</u></p> <p>第 13 条の 6 <u>前条第 1 項の審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、本協会は、当該不服の申立てに係る不都合行為者としての取扱いの決定について改めて審査（以下「再審査」という。）を行い、その結果を当該申立てに係る従業員等及び提出協会員に通知する。</u></p> <p><u>2 再審査の結果、不服の申立てに係る不都合行為者としての取扱いの決定が不相当であると認められた場合、本協会は当該結果に従い当該決定を変更し又は取り消す。</u></p> <p><u>3 前項の場合、本協会は、不服の申立てに係る従業員等について、前項の結果に従い不都合行為者名簿の記載を変更し又は抹消する。</u></p> <p><u>4 本協会は、再審査において、再弁明の手続を行うものとする。</u></p> <p><u>5 本協会は、前項に規定する再弁明の手続を行う場合は、再弁明の期日を決定し、その内容を当該再弁明の手続に係る従業員等及び提出協会員に通知する。</u></p> <p><u>6 従業員等及び提出協会員は、再審査の結果</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>について、不服を申し立てることができない。</p> <p>(解除の申請)</p> <p>第 14 条 協会員は、<u>本協会が不都合行為者として取り扱っている者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合、<u>当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、不都合行為者としての取扱いを解除することが適当と認めるときは、当該取扱いの解除を申請することができる。</u></p> <p>2 <u>本協会が不都合行為者として取り扱っている者は、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合は、不都合行為者としての取扱いの解除を申請することができる。</u></p> <p>(解除審査)</p> <p>第 15 条 本協会は、<u>前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について不都合行為者としての取扱いを解除することができる。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の申請の審査の結果について、当該申請に係る従業員等及び提出協会員並びに当該申請を行った協会員に通知する。</u></p> <p>3 <u>本協会は、第 1 項の規定により不都合行為者としての取扱いを解除したときは、不都合行為者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p> <p>(細則への委任)</p> <p>第 15 条の 2 <u>第13条から前条までの手続について、必要な事項は、細則で定める。</u></p> <p>(協会の役員に対する準用)</p>	<p>(解除の申請)</p> <p>第 14 条 協会員は、<u>不都合行為者となった者</u>について、改悛の情が明らかであり、<u>その取扱いを解除することが適当と認めるときは、本協会に所定の様式による不都合行為者取扱解除申請書を提出し、不都合行為者の取扱いの解除を求めることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(解除及び通知)</p> <p>第 15 条 本協会は、<u>不都合行為者取扱解除申請書の提出があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、その申請に係る者について不都合行為者の取扱いを解除することができる。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の規定により不都合行為者の取扱いを解除したときは、遅滞なく、その旨を当該協会員に通知する。</u></p> <p>3 <u>本協会は、第 1 項の規定により不都合行為者の取扱いを解除したときは、不都合行為者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(協会の役員に対する準用)</p>

新	旧
<p>第 17 条 <u>第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条並びに第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）</u>、店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</p>	<p>第 17 条 <u>第 4 条、第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）</u>、店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</p>
<p>付 則</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 この改正は、平成 22 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、協会員において採用しようとする者が、施行日以後のいずれの時点においても他の協会員の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員でない場合は適用しない。 3 改正後の一級不都合行為者に係る規定は、施行日以後の事故について適用する。 4 改正前の第 12 条第 1 項の規定により不都合行為者とされた者は、本協会がその者につき当該取扱いを決定した日において、改正後の第 12 条第 1 項の規定により二級不都合行為者として取り扱うことが決定されたものとみなす。 	

「協会の従業員に関する規則」第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する 細則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、「協会の従業員に関する規則」（以下「規則」という。）第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 不都合行為者決定

規則第12条第1項に規定する不都合行為者として取り扱うことの決定をいう。

2 弁明の手続

規則第13条に規定する弁明の手続をいう。

3 不服の申立て

規則第13条の4第1項及び第2項に規定する不服の申立てをいう。

4 解除の申請

規則第14条に規定する不都合行為者としての取扱いの解除の申請をいう。

5 従業員等

協会の従業員又は従業員であった者をいう。

6 提出協会員

従業員等の不都合行為者としての取扱いの原因となる事故に関して規則第10条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員をいう。

7 当事者

不都合行為者として取り扱われている又は取り扱われることとなっている従業員等及びその提出協会員をいう。

第 2 章 弁 明 の 手 続

(弁明通知書)

第 3 条 規則第13条第2項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明通知書」という。）により行う。

1 不都合行為者として取り扱おうとする従業員等の氏名

2 予定される不都合行為者決定の内容及び根拠となる規則の条項

3 予定される不都合行為者決定の原因となる事実

- 4 弁明の手續に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
 - 1 当事者は、次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本協会に提出しなければならないこと。
 - 2 当事者は、弁明の期日の開催を求めることができること、及び、弁明の期日の開催を求める場合は、前号の弁明書の提出に際し、その旨を記載した書面を提出しなければならないこと。
 - 3 当事者は、弁明の手續が終結する時までの間、当該弁明の手續に係る事案に関する規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書及びその添付書類並びに規則第11条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができること。

(弁明書等の提出)

- 第4条** 前条の弁明通知書を受領した当事者は、当該弁明通知書が到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明書」という。）を本協会に提出しなければならない。
- 1 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する認否
 - 2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する主張
- 2 前条の通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員が、自らが不都合行為者としての取扱いとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から30日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から60日）以内に、本協会に弁明書を提出することができる。
- 3 当事者は、前2項の弁明書の提出に際し、弁明の期日の開催を書面により求めることができる。

(弁明の期日)

- 第5条** 本協会は、前条第3項の規定により当事者のいずれかから弁明の期日の開催を求められた場合、弁明の期日を決定し、弁明の期日及び場所を記載した書面を当事者に通知する。
- 2 当事者は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。

(代理人)

- 第6条** 当事者は、代理人を選任することができる。ただし、提出協会員にあっては、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。第17条第1項において同じ。）に限り代理人とすることができる。

- 2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者のために、弁明の手續に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を本協会に届け出なければならない。

(鑑定人)

第 7 条 主宰者（第 9 条第 1 項に基づき指名された者をいう。以下同じ。）は、当事者の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者等（以下「鑑定人」という。）に鑑定を依頼することができる。

(文書等の閲覧)

第 8 条 当事者は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手續に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者が弁明の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。
- 3 本協会は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明の手續の主宰)

第 9 条 弁明の手續は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、弁明の手續を主宰することができない。
 - 1 当該弁明の手續における当事者
 - 2 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 3 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
 - 4 前 2 号に規定する者であったことのある者
 - 5 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(弁明の期日における審理の方式)

第 10 条 主宰者は、最初の弁明の期日の冒頭において、本協会の職員に、予定される不都合行為者決定の内容及び根拠となる規則の条項並びにその原因となる事実を弁明の期日に出席し

た者に対し説明させるものとする。

- 2 当事者は、弁明の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本協会の職員（主宰者が鑑定人に弁明の期日への出席を求める場合は、当該鑑定人を含む。）に対し質問を発することができる。
- 3 当事者は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに弁明の期日に出席することができる。
- 4 主宰者は、弁明の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、弁明の期日に出席した者に対し、弁明書及び証拠書類等を示すことができる。
- 6 主宰者は、当事者のいずれかが出席しないときは、弁明の期日における審理を行うことができない。ただし、主宰者が、提出協会員が出席できない特段の事情があると認めたときはこの限りでない。
- 7 弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（続行期日の指定）

- 第 11 条** 主宰者は、弁明の期日における審理の結果、なお弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次回の弁明の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、弁明の期日に出席した当事者に対しては、当該弁明の期日においてこれを告知すれば足りる。

（当事者の欠席の場合における弁明の手續の終結）

- 第 12 条** 主宰者は、当事者のいずれかが正当な理由なく弁明の期日に出席しない場合には、当該者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、弁明の手續を終結することができる。

（弁明の調書及び報告書）

- 第 13 条** 主宰者は、弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、当該調書において不都合行為者決定の原因となる事実に対する当事者及び鑑定人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、弁明の期日が開催された場合は各期日ごとに、速やかに作成しなければならない。
 - 3 主宰者は、弁明の手續の終結後速やかに、不都合行為者決定の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書と

もに本協会に報告しなければならない。

4 当事者は、第1項の調書の閲覧を求めることができる。

(弁明の手続の再開)

第14条 本協会は、弁明の手続の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して弁明の手続の再開を命ずることができる。なお、第11条第2項本文の規定は、この場合について準用する。

第3章 不都合行為者決定通知

(不都合行為者決定通知書)

第15条 規則第13条の2の不都合行為者として取り扱うことを決定した場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者決定通知書」という。）により行う。

- 1 不都合行為者として取り扱うことを決定した従業員等の氏名
- 2 不都合行為者決定の内容及び根拠となる規則の条項
- 3 不都合行為者決定の年月日
- 4 不都合行為者決定の原因となる事実

2 前項の不都合行為者決定通知書においては、次に掲げる事項を教示する。

- 1 当事者は、不都合行為者決定の内容について、通知が到達した日から14日以内に、定款76条の3に規定する不服審査会に不服の申立てができること。
- 2 当事者は、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第1項に規定する不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
- 3 通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者としての取扱いとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から30日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から60日）以内に、不服審査会に不服の申立てを行うことができること。

3 規則第13条の2の不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合の通知は、その旨を記載した書面により行う。

第4章 不服の手続

(不服の申立て)

第16条 不服の申立ては、不服の申立てを行う従業員等又は提出協会員（以下「不服申立者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を不服審査会に提出することにより行わなければならない。

- 1 不服申立者が従業員等である場合は、当該従業員等の氏名、生年月日及び住所
- 2 不服申立者が提出協会員である場合は、当該提出協会員の商号及び所在地並びに不都合行

為者決定通知書において不都合行為者として取り扱うこととされた従業員等の氏名、生年月日及び住所

- 3 不都合行為者決定の内容及び年月日
 - 4 不都合行為者決定通知書を受領した年月日
 - 5 不都合行為者決定に対する不服の趣旨及び理由
 - 6 不服の申立ての年月日
- 2 不服申立書には、不都合行為者決定通知書の写しを添付しなければならない。
 - 3 不服申立書には、第1項第5号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。
 - 4 不服審査会は、不服申立者が従業員等である場合は提出協会員に対し、不服申立者が提出協会員である場合は従業員等に対し、当該不服申立てが行われた旨を通知する。

(代理人)

- 第17条** 不服の申立てに係る当事者は、代理人を選任することができる。ただし、提出協会員にあっては、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者に限り代理人とすることができる。
- 2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者のために、不服の申立てに関する一切の行為をすることができる。
 - 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
 - 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を不服審査会に届け出なければならない。

(不服審査の結果通知)

- 第18条** 規則第13条の5第1項の不服審査において不服に理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
- 1 不服審査に係る従業員等の氏名
 - 2 不服に理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
 - 3 不服審査に係る不都合行為者決定について規則第13条の6の再審査を行わせる旨
- 2 不服審査において不服に理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
- 1 不服審査に係る従業員等の氏名
 - 2 不服に理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- 3 前2項の通知においては、当事者は、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再審査の結果通知)

第 19 条 規則第13条の6第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 再審査に係る従業員等の氏名
 - 2 再審査の結果及び理由並びにその決定の年月日
- 2** 前項の通知においては、当事者は、再審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再弁明の手続)

第 20 条 規則第13条の6第5項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 再審査において、規則第13条の6第4項の再弁明の手続を行う旨
 - 2 再審査に係る不都合行為者決定の内容及び年月日
 - 3 第18条第1項第2号の決定の年月日
 - 4 再弁明の手続に係る従業員等の氏名
 - 5 再弁明の期日及び場所
 - 6 再弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2** 前項の通知においては、当事者は、再弁明の手続が終結する時までの間、当該再弁明の手続に係る事案に関する規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書及びその添付書類並びに規則第11条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができることを教示する。
- 3** 第5条第2項及び第6条から第14条の規定は、再弁明の手続において、準用する。この場合において、これらの規定中「弁明」とあるのは「再弁明」と読み替えるものとする。

第 5 章 解 除

(解 除)

第 21 条 解除の申請は、協会員又は本協会が不都合行為者として取り扱っている者（以下「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者取扱解除申請書」という。）を本協会に提出することにより行わなければならない。

- 1 解除申請者が従業員等である場合は、当該従業員等の氏名、生年月日及び住所
 - 2 解除申請者が協会員である場合は、当該協会員の商号及び所在地並びに本協会が不都合行為者として取り扱っている従業員等の氏名、生年月日及び住所
 - 3 不都合行為者決定の内容及び年月日
 - 4 解除の申請の理由
 - 5 解除の申請の年月日
- 2** 不都合行為者取扱解除申請書には、前項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

(解除申請の結果通知)

第 22 条 規則第15条第 2 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 解除の申請に係る従業員等の氏名等
- 2 規則第15条第 1 項の審査の結果及びその理由

第 6 章 雑 則

(費 用)

第 23 条 第 2 章から前章までに規定する手続の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、当事者、不服申立者又は解除申請者の負担とする。

- 1 弁明の期日及び再弁明の期日に係る会場の費用
- 2 弁明の手続及び再弁明の手続において主宰者が職権で依頼した鑑定に係る費用
- 3 本協会及び不服審査会が文書の通知に要した費用

(協会の役員に対する準用)

第 24 条 この細則の規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。

付 則

この規則は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 5 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第 6 条 本協会は、「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第 11 条の規定により協会から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員(外務員であった者を含む。以下この条において同じ。)が<u>外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、その外務員につき第 4 条に規定する外務員資格を取り消す処分</u>(以下「外務員資格取消処分」という。)又は 2 年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止する処分(以下「外務員資格停止処分」という。)を行う。</p> <p>2 本協会は、前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第 29 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員につき外務員資格取消処分を行う。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本協会は、前 2 項の規定により<u>外務員資格処分(外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分をいう。以下同じ。)</u>を行ったときは、遅滞なく、その旨を第 1 項に掲げる協会に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会に所属しているとき、又は他の協会を所属金融商品取引業者等(金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。)とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者(金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲</p>	<p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第 6 条 本協会は、「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第 11 条の規定により協会から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員(外務員であった者を含む。以下この条において同じ。)が<u>金商法第 64 条の 5 第 1 項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認められたときは、その外務員の第 4 条に規定する外務員資格を取り消し</u>(以下この条において「外務員資格取消処分」という。)、又は 2 年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止(以下この条において「外務員資格停止処分」という。)する。</p> <p>2 本協会は、前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第 29 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員の<u>外務員資格を取り消す。</u></p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 本協会は、前 2 項の規定により<u>外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を第 1 項に掲げる協会に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会に所属しているとき、又は他の協会を所属金融商品取引業者等(金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。)とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者(金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。)</u>となっているとき</p>

新	旧
<p>介業者をいう。)となっているときは、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。</p> <p>(下の新第6条の2第2項へ)</p> <p>(下の新第6条の2第3項へ)</p> <p>(削 除)</p>	<p>は、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 <u>従業員規則第13条から第15条までの規定は、第1項又は第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。</u></p>
<p>(処分者等の外務員の職務の禁止)</p>	
<p>第6条の2 <u>協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者に外務員の職務を行わせてはならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>2 協会員は、前条第1項若しくは第2項若しくは金融商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者(第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。)又は従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p>
<p>3 協会員は、前条第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者(第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。)に、その資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p>第6条</p>
<p>2 協会員は、前条第1項若しくは第2項若しくは金融商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者(第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。)又は従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p>4 協会員は、第1項若しくは第2項又は金融商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員に外務員の職務を行わせてはならない。ただし、第6項又は金融商品仲介業規則第29条第8項において準用する従業員規則第15条第1項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p>
<p>3 協会員は、前条第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者(第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。)に、その資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p>5 協会員は、第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員に外務員の職務を行わせてはならない。ただし、第6項又は金融商品仲介業規則第29条第8項において準用する従業員規則第15条第1項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</p>
<p>(外務員資格処分者名簿)</p>	
<p>第6条の3 本協会は、外務員資格処分を受けた者(以下「外務員資格処分者」という。)</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>の名簿（以下「外務員資格処分者名簿」という。）を備え、当該外務員資格処分者名簿に外務員資格処分者の氏名、性別、生年月日、当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因となった行為の内容、当該外務員資格処分内容及び当該外務員資格処分の決定日その他必要と認める事項を記載する。</u></p> <p>（外務員資格処分の解除の申請）</p> <p>第 6 条の 4 <u>協会員は、外務員資格処分者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員資格処分を解除することが適当と認めるときは、細則に定める事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員資格処分の解除を申請することができる。</u></p> <p>（外務員資格処分の解除の審査及び通知）</p> <p>第 6 条の 5 <u>本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について外務員資格処分を解除することができる。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った協会員に通知する。</u></p> <p>3 <u>本協会は、第 1 項の規定により外務員資格処分を解除したときは、外務員資格処分者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p> <p>（外務員についての処分）</p> <p>第 11 条 <u>本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、金商法第64条の 5 第 1 項の規定に基づき、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（外務員についての処分）</p> <p>第 11 条 <u>本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。</u></p>

新	旧
<p>行うことができる。</p> <p>1 } 2 } (現行どおり) 3 }</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(外務員資格更新研修の受講等)</p> <p>第 18 条 <u>協会員</u>は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日(以下「外務員登録日」という。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、当該外務員が保有する資格にかかわらず、次の各号に掲げる外務員の職務に応じた当該各号に掲げる外務員資格更新研修(以下「資格更新研修」という。)を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>1 } 2 } (現行どおり) 3 }</p> <p>2 特別会員は、前項の規定により外務員に受講させる資格更新研修を、当該外務員が行う外務員の職務にかかわらず、当該外務員が保有する次の各号に掲げる資格(当該外務員が保有する第4条に定める資格のうち、同条各号に掲げる資格の順位において最も上位のものをいう。)に応じ、当該各号に掲げるものとすることができる。この場合、当該特別会員は、登録を受けているすべての外務員に、次の各号に掲げる区分に応じた資格更新研修を受講させなければならない。</p> <p>1 } 2 } (現行どおり) 3 }</p> <p>3 <u>協会員</u>は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、第1項各号に掲げる区分(前項各号に掲げる区分に応じ</p>	<p>1 } 2 } (省 略) 3 }</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(外務員資格更新研修の受講等)</p> <p>第 18 条 <u>会員及び特別会員</u>は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日(以下「外務員登録日」という。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、当該外務員が保有する資格にかかわらず、次の各号に掲げる外務員の職務に応じ、当該各号に掲げる外務員資格更新研修(以下「資格更新研修」という。)を、<u>受講させなければならない</u>。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>1 } 2 } (省 略) 3 }</p> <p>2 特別会員は、前項の規定により外務員に受講させる資格更新研修を、当該外務員が行う外務員の職務にかかわらず、当該外務員が保有する次の各号に掲げる資格(当該外務員が保有する第4条に定める資格のうち、同条各号に掲げる資格の順位において最も上位のものをいう。)に応じ、当該各号に掲げるものとすることができる。この場合、当該特別会員は、登録を受けているすべての外務員に、次の各号に掲げる区分に応じ<u>て</u>資格更新研修を受講させなければならない。</p> <p>1 } 2 } (省 略) 3 }</p> <p>3 <u>会員及び特別会員</u>は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、第1項各号に掲げる区分(前項各号に掲げる</p>

新	旧
<p>て資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に<u>応じた</u>資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>4 本協会は、第1項又は前項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下この条において「受講義務期限」という。)の翌日にすべての外務員資格の効力を停止し、その所属する<u>協会員</u>に対しその旨を通知する。</p> <p>5 <u>協会員</u>は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>6 <u>協会員</u>は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間(以下この条において「猶予期間」という。)に、資格更新研修を受講させるよう<u>努めなければならない</u>。</p> <p>7 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する<u>協会員</u>に対しその旨を通知する。</p> <p>8 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者(猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、<u>猶予期間の最終日の翌日</u>にすべての外務員資格を取り消し、その所属する<u>協会員</u>に対しその旨を通知する。</p>	<p>区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分)に<u>応じ</u>資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。</p> <p>4 本協会は、第1項又は前項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下この条において「受講義務期限」という。)の翌日にすべての外務員資格の効力を停止し、その所属する<u>会員又は特別会員</u>に対しその旨を通知する。</p> <p>5 <u>会員及び特別会員</u>は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>6 <u>会員及び特別会員</u>は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間(以下この条において「猶予期間」という。)に、資格更新研修を受講させることができる。</p> <p>7 本協会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する<u>会員又は特別会員</u>に対しその旨を通知する。</p> <p>8 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者(猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、すべての外務員資格を取り消し、その所属する<u>会員又は特別会員</u>に対しその旨を通知する。</p>
<p>(登録金融機関金融商品仲介行為従事者等)</p> <p>第18条の2(現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前条第4項から第8項の規定は、第1項又は前項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>協会員</u>」とあるのは、「特別会員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(登録金融機関金融商品仲介行為従事者等)</p> <p>第18条の2(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前条第4項から第8項の規定は、第1項又は前項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>会員又は特別会員</u>」又は「<u>会員及び特別会員</u>」とあるのは、<u>それ</u></p>

新	旧
<p data-bbox="188 255 600 291">4 (現行どおり)</p> <p data-bbox="188 353 770 389">(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)</p> <p data-bbox="181 400 777 1245">第 18 条の 3 <u>協会員</u>は、役員又は従業員のうち試験規則第13条の規定により受験し合格した者（過去において外務員の登録又は金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。以下この項において同じ。）について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて外務員の登録を受けるときは、外務員登録日前に、第18条第 1 項各号に掲げる区分（同条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分）に<u>応じた</u>資格更新研修を<u>修了</u>させなければならない。ただし、試験規則第13条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、外務員登録日前に、細則に定める試験に合格した場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="188 1261 777 1485">2 前項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、<u>協会員</u>は、当該受講者について、第18条又は第18条の 2 に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</p> <p data-bbox="188 1547 432 1583">(社内研修の受講)</p> <p data-bbox="181 1594 777 1771">第 19 条 <u>協会員</u>は、登録を受けている外務員について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。</p> <p data-bbox="411 1834 555 1870" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 1933 777 2011">1 この改正は、平成22年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p data-bbox="188 2027 777 2063">2 改正後の第 6 条の 2 第 2 項に規定する「従</p>	<p data-bbox="834 210 1385 241">ぞれ「特別会員」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="810 255 1222 291">4 (省 略)</p> <p data-bbox="810 353 1393 389">(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)</p> <p data-bbox="804 400 1402 1245">第 18 条の 3 <u>会員及び特別会員</u>は、役員又は従業員のうち試験規則第13条の規定により受験し合格した者（過去において外務員の登録又は金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。以下この項において同じ。）について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて外務員の登録を受けるときは、外務員登録日前に、第18条第 1 項各号に掲げる区分（同条第 2 項各号に掲げる区分に応じて資格更新研修を受講させる特別会員にあっては、当該区分）に<u>応じ</u>資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第13条の規定により受験し合格した者が、当該合格の日以降、外務員登録日前に、細則に定める試験に合格した場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="810 1261 1399 1485">2 前項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、<u>会員及び特別会員</u>は、当該受講者について、第18条又は第18条の 2 に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</p> <p data-bbox="810 1547 1054 1583">(社内研修の受講)</p> <p data-bbox="804 1594 1402 1771">第 19 条 <u>会員及び特別会員</u>は、登録を受けている外務員について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。</p>

新	旧
<p>業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第15条第1項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。</p>	

「「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 5 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(外務員資格処分の解除の申請に係る記載事項)</p> <p>第 4 条 <u>規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>1 <u>外務員資格処分（規則第 6 条第 3 項に規定する外務員資格処分をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする協会の商号又は名称</u></p> <p>2 <u>解除の申請に係る外務員資格処分者（規則第 6 条の 3 に規定する外務員資格処分者をいう。）についての次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>氏名、生年月日及び性別</u></p> <p>ロ <u>外務員資格処分の決定の内容及び年月日</u></p> <p>ハ <u>解除の申請の理由</u></p> <p>ニ <u>解除の申請の年月日</u></p> <p>(会員及び店頭デリバティブ取引会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(特別会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(審問等の手続き)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(登録申請書等の様式)</p> <p>第 9 条 <u>規則第 17 条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第 1 号から第 4 号とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(会員及び店頭デリバティブ取引会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p>(特別会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第 5 条 (省 略)</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第 6 条 (省 略)</p> <p>(審問等の手続き)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>(登録申請書等の様式)</p> <p>第 8 条 <u>規則第 17 条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第 1 号から第 4 号により作成しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(資格更新研修の特例)</p> <p>第 10 条 規則第18条第1項ただし書、同条第3項ただし書、第18条の2第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 } } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 会員代表者、特別会員代表者、<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修の特例)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成22年7月1日から施行する。</p>	<p>(資格更新研修の特例)</p> <p>第 9 条 規則第18条第1項ただし書、同条第3項ただし書、第18条の2第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 } } (省 略) 3 }</p> <p>4 会員代表者、特別会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修の特例)</p> <p>第 10 条 (省 略)</p>

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 5 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(受験の禁止)</p> <p>第 4 条の 2 前条の規定にかかわらず、協会員は、次の各号に掲げる者に試験を受けさせてはならない。</p> <p>1 「<u>協会の従業員に関する規則</u>」(以下「<u>従業員規則</u>」という。) 第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者</p> <p>2 <u>従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から 5 年間を経過していない者</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項各号に掲げる者が試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。</u></p> <p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>委員会は、不正の手段による受験(以下「不正受験」という。)が行われた場合又は行われた可能性がある場合には、その事実関係について調査することができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する調査を受けた者は、当該調査に協力しなければならない。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>委員会は、不正受験者が前項に定める期間内に試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。</u></p> <p>6 協会員は、不正受験が発生しないよう、受験者に対し指導するとともに、不正受験の未然防止に努めなければならない。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 委員会は、前項の規定により、協会員が届</p>	<p>(新 設)</p> <p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第 7 条 (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略) (新 設)</p> <p>3 <u>協会員は、不正の手段による受験(以下「不正受験」という。)が発生しないよう、受験者に対し指導するとともに、不正受験の未然防止に努めなければならない。</u></p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 委員会は、前項の規定により、協会員が届</p>

新	旧
<p>出を行った場合、当該合格者の合格を取り消すものとする。</p> <p>(受験の特例)</p> <p>第 10 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、第 4 条各号の規定にかかわらず、その使用人又はその使用人として採用しようとする者 <u>(第 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。)</u> に試験を受けさせることができる。ただし、その使用人として採用しようとする者が受験する試験は、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める試験に限る。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(協会員等の役員に対する準用)</p> <p>第 12 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、同条第 2 項、<u>第 4 条の 2</u> 及び第 6 条から第 11 条の規定は、協会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社、第 10 条に規定する本協会に加入しようとする者及び金融商品仲介業者の役員について準用する。</p> <p>(二種外務員資格試験の一般への開放)</p> <p>第 13 条 第 3 条第 2 号に規定する二種外務員資格試験については、第 4 条第 1 項第 2 号イからチに掲げる者以外の者 <u>(第 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。)</u> に試験を受けさせることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>出を行った場合、当該合格者の合格の<u>決定</u>を取り消すものとする。</p> <p>(受験の特例)</p> <p>第 10 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により<u>試験の受験</u>の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、第 4 条各号の規定にかかわらず、その使用人及びその使用人として採用しようとする者に<u>試験を受験</u>させることができる。ただし、その使用人として採用しようとする者が受験する試験は、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める試験 <u>(以下「外務員資格試験」という。)</u> に限る。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(協会員等の役員に対する準用)</p> <p>第 12 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、同条第 2 項及び第 6 条から第 11 条の規定は、協会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）並びに会員支配会社、特別会員支配会社、会員の関連会社、特別会員の関連会社、第 10 条に規定する本協会に加入しようとする者及び金融商品仲介業者の役員について準用する。</p> <p>(二種外務員資格試験の一般への開放)</p> <p>第 13 条 第 3 条第 2 号に規定する二種外務員資格試験については、第 4 条第 1 項第 2 号イからチに掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

新	旧
<p>1 この改正は、平成 22 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第 15 条第 1 項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。</p>	

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 5 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 協会員は、<u>「協会員の内部管理責任者等に関する規則」</u> (以下「<u>内部管理責任者規則</u>」<u>という。</u>) に規定する<u>内部管理責任者</u>に、金融商品仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第 15 条 <u>協会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者 (個人に限る。)</u> 及び<u>金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者 (以下この条において「<u>被照会者</u>」<u>という。)</u></u> について、「<u>協会の従業員に関する規則</u>」 (以下「<u>従業員規則</u>」<u>という。)</u> <u>第12条第1項の規定による一級不都合行為者としての取扱いを受けているかどうかを、</u> <u>所定の方法により本協会に照会しなければならない。</u></p> <p>2 協会員は、<u>被照会者</u>について、最近5年間に<u>従業員規則第12条第2項の規定による二級不都合行為者としての取扱い及び処分</u>を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>1 } 2 } (削 る) 5 }</p>	<p>(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2 協会員は、<u>内部管理責任者</u> (「<u>協会員の内部管理責任者等に関する規則</u>」に定める<u>内部管理責任者</u>をいう。) に、金融商品仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第 15 条 協会員は、<u>金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者 (個人に限る。)</u> 及び<u>金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者</u>について、最近5年間に<u>次の各号に掲げる処分</u>を受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p><u>1 金商法第66条の25において準用する同法第64条の5第1項の規定による金融商品仲介業者の外務員の登録の取消し、職務停止処分</u></p> <p><u>2 金商法第64条の5第1項の規定による外</u></p>

新	旧
<p><u>3 本協会は、第1項の規定により照会を受けたときは、被照会者について、一級不都合行為者としての取扱いの決定の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</u></p> <p><u>4 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、被照会者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる本協会による取扱いの決定及び処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</u></p> <p><u>1 金商法第64条の5第1項（金商法第66条の25において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分</u></p> <p><u>2 第29条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u></p> <p><u>3 従業員規則第12条第1項の規定による二級不都合行為者としての取扱い</u></p> <p><u>4 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u></p> <p><u>5 内部管理責任者規則第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</u></p>	<p><u>務員の登録の取消し、職務停止処分</u></p> <p><u>3 第29条第1項又は第2項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分</u></p> <p><u>4 「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第12条第1項の規定による従業員の不都合行為者処分</u></p> <p><u>5 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格の取消し、資格停止処分</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p><u>2 本協会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、所定の方法により当該協会員に回答する。</u></p> <p>1 } } (新 設) 5 }</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(新第29条の2第2項へ)</p> <p><u>(資格外の外務員の職務の禁止)</u></p> <p>第16条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第4条第1号から第3号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第2条第2号から第4号の区分に従うものとする。</p> <p><u>(資格外の外務員の職務の禁止の特例)</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p><u>(資格更新研修の受講等)</u></p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>1 受講義務期間の初日前2年以内に「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)第3条第1号に掲げる資格試験又は平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者(前条に規定する外務員規則第4条第4号の要件を具備する外務員にあつては、試験規則第3条第2号、第3号及び第7号に掲げる試験に合格した者、前条に規定する外務員規則第4条第5号の要件を具備する外務員にあつては、試験規則第3条第2号から第4号に掲げる試験に合格した者を含む。次号において同じ。)又は資格更新研修を修了した者(外務員規則第18条第1項第1号に掲げる資格更新研修を</p>	<p><u>(外務員の職務の停止)</u></p> <p>第16条 (省 略)</p> <p><u>(外務員資格)</u></p> <p>第17条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第4条第1号から第3号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第2条第2号から第4号の区分に従うものとする。</p> <p><u>(外務員資格の特例)</u></p> <p>第17条の2 (省 略)</p> <p><u>(資格更新研修の受講等)</u></p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>1 受講義務期間の初日前2年以内に「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)第3条第1号に掲げる資格試験又は平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者(第17条の2に規定する外務員規則第4条第4号の要件を具備する外務員にあつては、試験規則第3条第2号、第3号及び第7号に掲げる試験に合格した者、第17条の2に規定する外務員規則第4条第5号の要件を具備する外務員にあつては、試験規則第3条第2号から第4号に掲げる試験に合格した者を含む。以下、第2号において同じ。)又は資格更新研修を修了した者(外務員規則第18条第1項第1号</p>

新	旧
<p>修了した者（<u>前条</u>に規定する外務員規則第4条第4号又は第5号の要件を具備する外務員にあっては、外務員規則第18条第1項第2号に掲げる資格更新研修を修了した者を含む。）に限る。）</p>	<p>に掲げる資格更新研修を修了した者（<u>第17条の2</u>に規定する外務員規則第4条第4号又は第5号の要件を具備する外務員にあっては、外務員規則第18条第1項第2号に掲げる資格更新研修を修了した者を含む。）に限る。）</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>5 <u>会員及び特別会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員のうち、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>6 本協会は、<u>猶予期間に資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を会員又は特別会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u></p>	<p>5 本協会は、<u>第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者が当該受講義務期限の翌日から180日までの間（以下、この条において「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講し修了したときは、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を会員又は特別会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u></p>
<p>7 本協会は、<u>猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、猶予期間の最終日の翌日にすべての外務員資格を取り消し、その旨を会員又は特別会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u></p>	<p>6 本協会は、<u>猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、すべての外務員資格を取り消し、その旨を会員又は特別会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u></p>
<p>8 本協会は、第3項、<u>第6項</u>又は前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属協会員に周知する。</p>	<p>7 本協会は、第3項、<u>第5項</u>又は前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属協会員に周知する。</p>

新	旧
<p>(事故連絡)</p> <p>第 26 条 協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者に法令又は<u>第16条</u>、第24条各号に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下この条及び次条において「事故」という。）があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、当該事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(審査)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、<u>前条の事故顛末報告書を提出した</u>協会員に対し、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第 29 条 本協会は、前条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、個人金融商品仲介業者若しくは<u>個人金融商品仲介業者であった者が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は金融商品仲介業者の外務員若しくは外務員であった者が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは</u>、当該者の外務員資格（外務員規則第4条に規定</p>	<p>(事故連絡)</p> <p>第 26 条 協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者に法令又は<u>第17条</u>、第24条各号に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下この条及び次条において「事故」という。）があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、当該事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(審査)</p> <p>第 28 条 (省 略)</p> <p>2 本協会は、前項の審査のために必要があると認めるときは、<u>当該協会員に対し</u>、その報告の内容について説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第 29 条 本協会は、前条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、個人金融商品仲介業者若しくは<u>金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者が金商法第66条の20第1項の規定による金融商品仲介業者の登録に関する処分又は同法第66条の25において準用する同法第64条の5第1項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めたと</u>きは、当該者の外務員資格（外務員規則第4条に規定するすべての外務員資格をいう。次項において同じ。）を取り消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）<u>又は2年以内の期</u></p>

新	旧
<p>するすべての外務員資格をいう。次項において同じ。) <u>を取り消す処分</u> (以下「外務員資格取消処分」という。) 又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止する<u>処分</u> (以下「外務員資格停止処分」という。) <u>を行う。</u></p>	<p>間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止 (以下<u>この条において「外務員資格停止処分」という。</u>) <u>する。</u></p>
<p>2 本協会は、前項又は外務員規則第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者につき<u>外務員資格取消処分を行う。</u></p>	<p>2 本協会は、前項又は外務員規則第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者<u>の外務員資格を取り消す。</u></p>
<p>1 (現行どおり)</p>	<p>1 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 本協会は、前2項の規定により<u>外務員資格処分</u> (外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分をいう。以下同じ。) <u>を行ったときは、遅滞なく、その旨を第27条の事故顛末報告書を提出した協会員を通じて当該事故顛末報告書に係る金融商品仲介業者に通知する。</u>この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>	<p>3 本協会は、前2項の規定により<u>外務員資格取消処分、又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該協会員を通じて当該金融商品仲介業者に通知する。</u>この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>(削 る)</p>	<p>5 <u>協会員は、第1項又は第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該者が外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。ただし、第8項において準用する従業員規則第15条第1項の規定により外務員資格取消処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p>6 <u>協会員は、第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該者が外務員の</u></p>

新	旧
<p><u>5</u> (現行どおり) (削 る)</p> <p>(<u>処分者等の外務員の職務の禁止</u>)</p> <p>第 29 条の 2 <u>協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者が外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 協会員は、<u>金商法第64条の 5 第 1 項（同法第66条の25において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者、前条第 1 項若しくは第 2 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者（外務員規則第 6 条の 5 第 1 項又は第29条の 5 第 1 項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。）又は従業員規則第12条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者が、その決定を受けた日から 5 年間は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>1 (削 る) 2 (削 る)</p> <p><u>3</u> <u>協会員は、金商法第64条の 5 第 1 項（同法第66条の25において準用する場合を含む。）の規定により外務員の職務の停止を命じられた者又は前条第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者（外務員規則第 6 条の 5 第 1 項又は</u></p>	<p><u>職務を行うことのないようにしなければならない。ただし、第 8 項において準用する従業員規則第15条第 1 項の規定により外務員資格停止処分の取扱いを解除された者については、この限りでない。</u></p> <p><u>7</u> (省 略)</p> <p><u>8</u> <u>従業員規則第13条から第15条までの規定は、第 1 項又は第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処分を受けた者について準用する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>外務員の職務の停止</u>)</p> <p>第 16 条 <u>協会員は、前条第 1 項に定める者が同項各号のいずれかに該当するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間は外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p><u>1</u> <u>前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の登録の取消処分、同項第 4 号の不都合行為者処分並びに第 3 号及び第 5 号の外務員資格の取消処分 当該処分を受けた日から 5 年間</u></p> <p><u>2</u> <u>前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の職務停止処分並びに第 3 号及び第 5 号の外務員資格停止処分 当該停止期間</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。）が、その職務の停止期間中又は資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(外務員資格処分者名簿)</u></p> <p>第 29 条の 3 <u>本協会は、外務員資格処分を受けた者（以下「外務員資格処分者」という。）の氏名、性別、生年月日、当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因となった行為の内容、当該外務員資格処分の内容及び当該外務員資格処分の決定日その他必要と認める事項を外務員資格処分者名簿（外務員規則第6条の3に規定する名簿をいう。以下同じ。）に記載する。</u></p> <p><u>(外務員資格処分の解除の申請)</u></p> <p>第 29 条の 4 <u>協会員は、外務員資格処分者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員資格処分を解除することが適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員資格処分の解除を申請することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 外務員資格処分の解除の申請を行おうとする協會員の商号又は名称</u> <u>2 解除の申請に係る外務員資格処分者についての次に掲げる事項</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>イ 氏名、生年月日及び性別</u> <u>ロ 外務員資格処分の決定の内容及び年月日</u> <u>ハ 解除の申請の理由</u> <u>ニ 解除の申請の年月日</u> 	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(外務員資格処分の解除の審査及び通知)</p> <p>第 29 条の 5 <u>本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について外務員資格処分を解除することができる。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った協会員に通知する。</u></p> <p>3 <u>本協会は、第 1 項の規定により外務員資格処分を解除したときは、外務員資格処分者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(報告)</p> <p>第 30 条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式によりその内容を本協会に報告しなければならない。</p> <p>1 } } (現行どおり) 11 }</p> <p>12 金融商品仲介業者が<u>第17条</u>に定める一体化基準に該当した場合</p> <p>13 金融商品仲介業者が<u>第17条</u>に定める一体化基準に該当しなくなった場合</p> <p>14 (現行どおり)</p>	<p>(報告)</p> <p>第 30 条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式によりその内容を本協会に報告しなければならない。</p> <p>1 } } (省 略) 11 }</p> <p>12 金融商品仲介業者が<u>第17条の 2</u>に定める一体化基準に該当した場合</p> <p>13 金融商品仲介業者が<u>第17条の 2</u>に定める一体化基準に該当しなくなった場合</p> <p>14 (省 略)</p>
<p>(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。</p> <p>1 <u>第18条第 1 項及び第18条の 2 第 1 項</u>に定める本協会の外務員資格更新研修の受講の申込み</p> <p>(削 る)</p>	<p>(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い)</p> <p>第 31 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。</p> <p>1 第18条第 1 項に定める本協会の外務員資格更新研修の受講の申込み</p> <p><u>2 第19条第 1 項に定める本協会の指定研修の実施の報告</u></p>

新	旧
$\left. \begin{array}{l} \underline{2} \\ \phantom{\underline{2}} \\ \underline{4} \end{array} \right\} \quad (\text{現行どおり})$	$\left. \begin{array}{l} \underline{3} \\ \phantom{\underline{3}} \\ \underline{5} \end{array} \right\} \quad (\text{省 略})$
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>(電磁的方法による書面の交付等)</p>	<p>(電磁的方法による書面の交付等)</p>
<p>第 32 条 次に掲げる書面については、当該書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の定めに基づいて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>	<p>第 32 条 次に掲げる書面については、当該書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の定めに基づいて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>
<p>(削 る)</p>	<p>1 <u>第10条第2号に規定する転売制限等告知書</u></p>
<p>1 <u>第10条の2第2項第1号に規定する外国証券内容説明書</u></p>	<p>2 <u>第10条の2第1号に規定する外国証券内容説明書</u></p>
<p>2 <u>第10条の2第2項第5号に規定する告知書</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第32条の改正については、平成22年5月18日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の第15条第1項の規定は、協会員が金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者（個人に限る。）及び金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者が、施行日以後のいずれの時点においても、他の協会員の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員でない場合は適用しない。</p>	
<p>3 改正後の一級不都合行為者に係る規定は、施行日以後の事故について適用する。</p>	
<p>4 改正後の第15条第4項の適用において、改正前の従業員規則第12条第1項の規定により</p>	

新	旧
<p>不都合行為者とされた者は、本協会がその者につき当該取扱いを決定した日において、改正後の第12条第1項の規定により二級不都合行為者として取り扱うことが決定されたものとみなす。</p> <p>5 改正後の第29条の2第2項に規定する「従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第15条第1項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。</p>	

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 5 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">(内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p>第 3 条 } 2 } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 <u>協会員は、「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u></p> <p>5 <u>協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u></p> <p>6 協会員は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</p> <p>1 <u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による営業責任者資格取消処分又は内部管理責任者資格取消処分を受けた者(第 22 条第 1 項の規定により当該処分が解除された者を除く。)</u></p> <p>2 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による<u>外務員資格取消処分を受けた者(外務員規則第 6 条の 5 第 1 項の規定により当該外務員資格取消処分が解除された者を除く。)</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格取消処分を受けた者(金融商品仲介業規</u></p>	<p style="text-align: center;">(内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p>第 3 条 } 2 } (省 略) 3 }</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4 協会員は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</p> <p>1 第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し</u></p> <p>2 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による<u>外務員資格の取消し</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>則第29条の5第1項の規定により当該外務員資格取消処分が解除された者を除く。)</u></p> <p>7 協会員は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分期間中は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</p> <p>1 第17条第1項又は第18条第1項の規定による<u>営業責任者資格停止処分又は内部管理責任者資格停止処分を受けた者</u></p> <p>2 外務員規則第6条第1項の規定による<u>外務員資格停止処分を受けた者</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>金融商品仲介業規則第29条第1項の規定による外務員資格停止処分を受けた者</u></p> <p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会員の内部管理統括責任者は、「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による<u>会員内部管理責任者資格試験</u>(以下「<u>会員内部管理責任者資格試験</u>」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p>4 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、<u>会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験</u>(以下「<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p>5 特別会員の内部管理統括責任者は、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験</u>(金商法第33条第2項第3号ハ又は同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)(以下「登録金融機関金融商品仲介行為」と</p>	<p>5 協会員は、次に掲げる処分を受けた者について、当該処分期間中は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</p> <p>1 第17条第1項又は第18条第1項の規定による<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の効力停止</u></p> <p>2 外務員規則第6条第1項の規定による<u>外務員資格の効力停止</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会員の内部管理統括責任者は、「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による<u>会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p>4 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p>5 特別会員の内部管理統括責任者は、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験</u>(金商法第33条第2項第3号ハ又は同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)(以下「登録金融機関金融商品</p>

新	旧
<p>いう。)の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>	<p>仲介行為」という。)の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>
<p>6 (現行どおり)</p>	<p>6 (省 略)</p>
<p>7 <u>内部管理統括責任者は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>8 <u>協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>9 内部管理統括責任者は、<u>第3条第6項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分</u>の決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>	<p>7 内部管理統括責任者は、<u>次に掲げる処分</u>を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>
<p>1 } 2 } (削 る) 3 }</p>	<p>1 <u>第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し</u> 2 <u>外務員規則第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格の取消し</u> 3 <u>外務員規則第11条第1項の規定による外務員登録の取消し</u></p>
<p>10 内部管理統括責任者は、<u>第3条第7項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分</u>期間中は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>	<p>8 内部管理統括責任者は、<u>次に掲げる処分</u>を受けた者について、当該処分期間中は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>
<p>1 } 2 } (削 る) 3 }</p>	<p>1 <u>第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格及び内部管理責任者資格の効力停止</u> 2 <u>外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格の効力停止</u> 3 <u>外務員規則第11条第1項の規定による外務員の職務の停止</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</p> <p>第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者（店頭デリバティブ取引会員又は特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>又は<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者（店頭デリバティブ取引会員及び特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>又は<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者）となるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(研修の受講)</p> <p>第 8 条 } } (現 行 ど お り) 3 }</p> <p>4 協会員は、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格停止処分</u>又は<u>内部管理責任者資格停止処分</u>を受けた者について、速やかに、「内部管理統括補助責任者研修」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(営業責任者の資格要件)</p> <p>第 11 条 <u>次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、営業責任者となる資格（以下「営業責任者資格」という。）を有する。</u></p> <p>1 <u>平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下「会員営業責任者資格試験」という。）</u></p> <p>2 <u>会員内部管理責任者資格試験</u></p>	<p style="text-align: center;">(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</p> <p>第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者（店頭デリバティブ取引会員又は特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>又は<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者（店頭デリバティブ取引会員及び特別会員にあっては、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>又は<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者）となるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(研修の受講)</p> <p>第 8 条 } } (省 略) 3 }</p> <p>4 協会員は、第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の停止処分</u>を受けた者について、速やかに、「内部管理統括補助責任者研修」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p><u>3</u> <u>平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下「特別会員営業責任者資格試験」という。）</u></p> <p><u>4</u> <u>特別会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p><u>2</u> 会員は、<u>会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>3</u> 店頭デリバティブ取引会員は、<u>会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>4</u> 特別会員は、<u>会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>5</u> 協会員は、<u>営業責任者が第17条第1項の規定により営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分を受けたときには、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 協会員は、<u>従業員規則第12条第1項の規定</u></p>	<p>(営業責任者の資格要件)</p> <p>第11条 会員は、<u>平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下、「会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>2</u> 店頭デリバティブ取引会員は、<u>会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下、「特別会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。）若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>3</u> 特別会員は、<u>会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><u>4</u> 協会員は、<u>営業責任者が第17条第1項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し又は停止処分を受けたときには、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>7 <u>協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>8 <u>協会員は、第3条第6項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>9 <u>協会員は、第3条第7項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分期間中は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第14条 <u>次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、内部管理責任者となる資格（以下「内部管理責任者資格」という。）を有する。</u></p> <p>1 <u>会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>2 <u>特別会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>2 <u>会員は、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>4 <u>特別会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>5 <u>協会員は、第17条第1項又は第18条第1項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p>6 <u>協会員は、第17条第1項又は第18条第1項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の停止処分を受けた者について、当該資格の効力の停止期間中は、営業責任者に任命してはならない。</u></p>
<p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第14条 <u>次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、内部管理責任者となる資格（以下「内部管理責任者資格」という。）を有する。</u></p> <p>1 <u>会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>2 <u>特別会員内部管理責任者資格試験</u></p> <p>2 <u>会員は、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>4 <u>特別会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第14条 <u>会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>3 <u>特別会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でな</u></p>

新	旧
<p>理責任者に任命してはならない。</p>	<p>ければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p>
<p>5 協会員は、内部管理責任者が第 18 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</u>を受けたときには、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。</p>	<p>4 協会員は、内部管理責任者が第 18 条第 1 項の規定により<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し又は停止処分</u>を受けたときには、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。</p>
<p>6 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、<u>内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>7 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、<u>その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>8 協会員は、<u>第 3 条第 6 項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>	<p>5 協会員は、<u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>
<p>9 協会員は、<u>第 3 条第 7 項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>	<p>6 協会員は、<u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により営業責任者資格及び内部管理責任者資格の停止処分を受けた者について、当該資格の効力の停止期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p>
<p>(営業責任者の資格の取消し及び停止処分)</p>	<p>(営業責任者資格の取消し、停止処分)</p>
<p>第 17 条 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者につき<u>営業責任者資格を取り消す処分</u> (以下「<u>営業責任者資格取消処分</u>」という。)及び<u>内部管理責任者資格を取り消す処分</u> (以下「<u>内部管理責任者資格取消処分</u>」という。)又は 2 年以内の期間を定めて<u>営業責任者資格の効力を停止する処分</u> (以下「<u>営業責</u></p>	<p>第 17 条 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は 2 年以内の期間を定めて当該資格の効力を停止することができる。</u></p>

新	旧
<p><u>任者資格停止処分」という。)及び2年以内の期間を定めて内部管理責任者資格の効力を停止する処分(以下「内部管理責任者資格停止処分」という。)を行うことができる。</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 本協会は、第1項の規定により<u>営業責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分及び内部管理責任者資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第1項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等(金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者(金融商品仲介業規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</u></p> <p><u>(内部管理責任者の資格の取消し及び停止処分)</u></p> <p>第18条 本協会は、内部管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理責任者につき<u>営業責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分及び内部管理責任者資格停止処分を行うことができる。</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 本協会は、第1項の規定により<u>営業責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格取消処</u></p>	<p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 本協会は、第1項の規定により<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は効力を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を第1項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等(金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者(金融商品仲介業規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</u></p> <p><u>(内部管理責任者資格の取消し、停止処分)</u></p> <p>第18条 本協会は、内部管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理責任者の<u>営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取消し又は2年以内の期間を定めて当該資格の効力を停止することができる。</u></p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 本協会は、第1項の規定により<u>営業責任者</u></p>

新	旧
<p><u>分又は営業責任者資格停止処分及び内部管理責任者資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第1項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、内部管理責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</u></p>	<p><u>資格及び内部管理責任者資格を取消し又は効力を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨を第1項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、内部管理責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</u></p>
<p>(協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)</p>	<p>(協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)</p>
<p>第19条 (現行どおり)</p>	<p>第19条 (省 略)</p>
<p>2 本協会に新たに加加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、<u>第11条第2項から第4項まで</u>、第11条の2、<u>第14条第2項から第4項まで</u>又は第14条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>（当該新たに加加入する協会員が店頭デリバティブ取引会員又は特別会員の場合は、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>又は<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>）の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1 } 2 } (現行どおり) 3 }</p>	<p>2 本協会に新たに加加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、<u>第11条</u>、第11条の2、<u>第14条</u>又は<u>第14条の2</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u>（当該新たに加加入する協会員が店頭デリバティブ取引会員又は特別会員の場合は、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u>又は<u>特別会員内部管理責任者資格試験</u>（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u>）の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1 } 2 } (省 略) 3 }</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>

新	旧
<p>4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第11条第2項から第4項まで</u>、第11条の2、<u>第14条第2項から第4項まで</u>又は第14条の2の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p>	<p>4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、<u>第11条</u>、第11条の2、<u>第14条</u>又は第14条の2の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p>
<p><u>(営業責任者等資格処分者名簿)</u></p>	
<p>第20条 <u>本協会は、第17条第1項又は第18条第1項の規定により営業責任者資格取消処分及び営業責任者資格停止処分並びに内部管理責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格停止処分（以下「営業責任者等資格処分」という。）を受けた者（以下「営業責任者等資格処分者」という。）の名簿（以下「営業責任者等資格処分者名簿」という。）を備え、当該営業責任者等資格処分者名簿に営業責任者等資格処分者の氏名、性別、生年月日、当該営業責任者等資格処分者に係る営業責任者等資格処分を行う原因となった行為の内容、当該営業責任者等資格処分内容及び当該営業責任者等資格処分の決定日その他必要と認める事項を記載する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(営業責任者等資格処分解除申請)</u></p>	
<p>第21条 <u>協会員は、営業責任者等資格処分者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該営業責任者等資格処分者に係る営業責任者等資格処分を行う原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該営業責任者等資格処分を解除することが適当と認めるときは、所定の様式により、当該営業責任者等資格処分の解除を申請することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(営業責任者等資格処分の解除の審査及び通知)</p> <p>第 22 条 <u>本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について営業責任者等資格処分を解除することができる。</u></p> <p>2 <u>本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った協会員に通知する。</u></p> <p>3 <u>本協会は、第 1 項の規定により営業責任者等資格処分を解除したときは、営業責任者等資格処分者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第5項、第6条第8項、第11条第7項及び第14条第7項に規定する「従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第15条第1項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

「定款」の一部改正について（案）

平成 22 年 5 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（会員の処分等）</p> <p>第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、<u>当該会員に対し、処分を行うことができる。</u></p> <p>1 } 2 } (現行どおり) 12 }</p> <p>2 <u>本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、<u>弁明の手続を行うものとする。</u></u></p> <p>3 <u>第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。</u></p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 <u>第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。</u></p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>10 <u>会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p>11 <u>第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「<u>協会員に対する処分等に係る手続に関する規則</u>」をもって定める。</u></p> <p>（理事会の権限）</p> <p>第 56 条 (現行どおり)</p>	<p>（会員の処分）</p> <p>第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、<u>その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。</u></p> <p>1 } 2 } (省 略) 12 }</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 <u>第 2 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。</u></p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 <u>第 3 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。</u></p> <p>7 (省 略)</p> <p>8 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>（理事会の権限）</p> <p>第 56 条 (省 略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1 } } (現行どおり) 8 }</p> <p><u>9 第76条の3第1項に規定する不服審査会に関する事項</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(不服審査会)</p> <p>第 76 条の 3 本協会は、本協会の附属機関として、<u>不服審査会を置く。</u></p> <p>2 <u>不服審査会は、本協会が行う第28条の会員(第30条において準用する場合の店頭デリバティブ取引会員及び第33条において準用する場合の特別会員を含む。)に対する処分等に係る不服の申立てに関する審査を行う。</u></p> <p>3 <u>自主規制会議に属する理事及び執行役は、不服審査会に、前項に規定する審査を行う権限を委任する。</u></p> <p>4 <u>不服審査会の構成、運営等に関し必要な事項は「不服審査会規則」をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1 } } (省 略) 8 }</p> <p>(新 設)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

「定款の施行に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 5 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（会員権の消滅等の場合の通知及び公表）</p> <p>第 11 条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。</p> <p>1 （ 現行どおり ） （ 削 る ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>2 本協会は、<u>定款第12条第2項、同第14条第2項又は同第32条第2項の規定により会員権、店頭デリバティブ取引会員権又は特別会員権が消滅した協会員につき、その旨を各協会員に通知する。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p>3 （ 現行どおり ） （ 削 る ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成22年7月1日から施行する。</p>	<p>（協会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表）</p> <p>第 11 条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。</p> <p>1 （ 省 略 ）</p> <p>2 <u>定款第28条第1項の規定により処分を行うとき。</u></p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>2 本協会は、<u>次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。</u></p> <p>1 <u>定款第12条第2項、同第14条第2項又は同第32条第2項の規定により会員権、店頭デリバティブ取引会員権又は特別会員権が消滅したとき。</u></p> <p>2 <u>定款第28条第1項の規定により処分を行ったとき。</u></p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>4 <u>第3項の規定に基づき第2項第2号の公表を行う期間は、公表を行った日から5年間とする。</u></p>

「自主規制会議規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 5 月 18 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>（議 決）</p> <p>第 7 条 自主規制会議の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款28条第7項に掲げる処分にあつては、同項に規定するところによる。</p> <p>2 } 3 } (現 行 ど お り) 4 }</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>（議 決）</p> <p>第 7 条 自主規制会議の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款28条第6項に掲げる処分にあつては、同項に規定するところによる。</p> <p>2 } 3 } (省 略) 4 }</p>

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則（案）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規則は、定款第 28 条に規定する協会員に対する処分及び不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 処分
定款第28条第1項の規定に基づく処分をいう。
- 2 弁明の手続
定款第28条第2項に規定する弁明の手続をいう。
- 3 不服の申立て
定款第28条第10項に規定する不服の申立てをいう。

第 2 章 弁明の手続

（弁明通知書）

第 3 条 本協会は、弁明の手続を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明通知書」という。）を当該弁明の手続に係る協会員に通知する。

- 1 予定される処分の根拠となる規則の条項
 - 2 予定される処分の原因となる事実
 - 3 弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
 - 4 その他本協会が必要と認める事項
- 2** 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
- 1 協会員は、次条第 1 項の弁明書を弁明通知書が到達した日から 14 日以内に、本協会に提出しなければならないこと。
 - 2 協会員は、次条第 3 項の弁明の期日の開催を求めることができること、及び、弁明の期日の開催を求める場合は、次条第 1 項の弁明書の提出に際し、その旨を記載した書面を提出しなければならないこと。
 - 3 協会員は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する会社事故報告書（定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第 6

条第1項第42号に該当するときにおける定款第18条の規定に基づく会員による報告書及び同第30条で準用する同第18条の規定に基づく店頭デリバティブ取引会員による報告書並びに定款施行規則第6条第2項第27号に該当するときにおける定款第33条で準用する同第18条の規定に基づく特別会員による報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

- 3 本協会が、第1項の弁明通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第1項の協会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は当該30日を経過した日に当該協会員に到達したものとみなす。
- 4 本協会が発送した弁明通知書が第1項の協会員に到達しない場合、当該協会員は、本協会が当該弁明通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本協会に対し、当該弁明通知書の謄本の交付を求めることができる。
- 5 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の協会員に対し、前項の弁明通知書の謄本を交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該協会員に到達したものとみなす。

(弁明書等の提出)

第4条 前条第1項の弁明通知書を受領した協会員は、当該弁明通知書が到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明書」という。)を本協会に提出しなければならない。

- 1 前条第1項第2号に掲げる事項に対する認否
- 2 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張
- 2 本協会が発送した弁明通知書が前条第1項の協会員に到達しない場合、当該協会員は、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。
- 3 協会員は、前2項の弁明書の提出に際し、弁明の期日の開催を書面により求めることができる。

(弁明の期日)

第5条 本協会は、前条第3項の規定により協会員から弁明の期日の開催を求められた場合、弁明の期日を決定し、弁明の期日及び場所を記載した書面を当該弁明の手續に係る協会員に通知する。

- 2 協会員代表者(定款第17条第1項に規定する会員代表者及びその代理人、同第30条で準用する同第17条第1項に規定する店頭デリバティブ取引会員代表者及びその代理人並びに同第33条で準用する同第17条第1項に規定する特別会員代表者及びその代理人をいう。)は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。

(鑑 定 人)

第 6 条 主宰者（第 8 条に基づき指名された者をいう。以下同じ。）は、協会の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者等（以下「鑑定人」という。）に鑑定を依頼することができる。

（文書等の閲覧）

第 7 条 協会は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手續に係る事案に関する会社事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、協会員が弁明の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。

3 本協会は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（弁明の手續の主宰）

第 8 条 弁明の手續は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。ただし、処分を行おうとする協会員と特別の利害関係があると本協会が認めた者は、弁明の手續を主宰することができない。

（弁明の期日における審理の方式）

第 9 条 主宰者は、最初の弁明の期日の冒頭において、本協会の職員に、処分が予定されていること、当該処分の根拠となる規則の条項及び当該処分の原因となる事実を弁明の期日に出席した者に対し説明させるものとする。

2 協会員代表者は、弁明の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本協会の職員（主宰者が鑑定人に弁明の期日への出席を求める場合は、当該鑑定人を含む。）に対し質問を発することができる。

3 協会員代表者は主宰者の許可を得て、補佐人とともに弁明の期日に出席することができる。

4 主宰者は、弁明の期日において必要があると認めるときは、協会員代表者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、弁明の期日に出席した協会員代表者に対し、弁明書及び証拠書類等を示すことができる。

6 弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（続行期日の指定）

第 10 条 主宰者は、弁明の期日における審理の結果、なお弁明の期日を続行する必要があると

認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、協会員に対し、あらかじめ、次回の弁明の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、弁明の期日に協会員代表者が出席した場合には、当該弁明の期日において当該協会員代表者にこれを告知すれば足りる。

(協会員代表者の欠席の場合における弁明の手續の終結)

- 第 11 条** 主宰者は、協会員代表者が正当な理由なく弁明の期日に出席しない場合には、当該協会員代表者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、弁明の手續を終結することができる。

(弁明の調書及び報告書)

- 第 12 条** 主宰者は、弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、当該調書において処分の原因となる事実に対する協会員代表者及び鑑定人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、弁明の期日が開催された場合は各期日ごとに、速やかに作成しなければならない。
 - 3 主宰者は、弁明の手續の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する協会員代表者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本協会に報告しなければならない。
 - 4 協会員は、第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(弁明の手續の再開)

- 第 13 条** 本協会は、弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第 10 条第 2 項本文の規定は、この場合について準用する。

第 3 章 処分通知及び公表

(処分通知書)

- 第 14 条** 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行う場合は、その旨を当該処分に係る協会員に通知する。
- 2 前項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）により行う。
 - 1 処分の内容及び処分の根拠となる規則の条項
 - 2 処分の年月日
 - 3 処分の原因となる事実

- 4 その他本協会が必要と認める事項
- 3 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
 - 1 協会員は、処分の内容について、処分の通知が到達した日から 10 日以内に、定款第 76 条の 3 に規定する不服審査会に不服の申立てができること。
 - 2 協会員は、前号の不服の申立てを行う場合には、第 16 条第 1 項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
- 4 本協会が、処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第 1 項の協会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知書は当該 30 日を経過した日に当該協会員に到達したものとみなす。
- 5 本協会が発送した処分通知書が第 1 項の協会員に到達しない場合、当該協会員は、本協会が当該処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日まで、本協会に対し、当該処分通知書の謄本の交付を求めることができる。
- 6 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の協会員に対し、前項の処分通知書の謄本を交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該協会員に到達したものとみなす。

(処分の公表)

- 第 15 条** 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。
- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
 - 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。

第 4 章 不服の手続

(不服の申立て)

- 第 16 条** 不服の申立ては、不服の申立てを行う協会員（以下「申立協会員」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を不服審査会に提出することにより行わなければならない。
- 1 申立協会の商号及び所在地
 - 2 処分内容及び年月日
 - 3 処分通知書を受領した年月日
 - 4 処分に対する不服の趣旨及び理由
 - 5 不服の申立ての年月日
- 2 本協会が発送した処分通知書が第 14 条第 1 項の協会員に到達しない場合、当該協会員は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。
 - 3 不服申立書には、処分通知書の写しを添付しなければならない。

- 4 不服申立書には、第1項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。
- 5 不服の申立ては、本協会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

- 第17条** 不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下「不服審査」という。）し、その結果を申立協会員に通知する。
- 2 申立協会員は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

- 第18条** 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
- 1 申立協会員の商号及び所在地
 - 2 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
 - 3 不服審査に係る処分について再審査を行わせる旨
- 2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
- 1 申立協会員の商号及び所在地
 - 2 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- 3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再審査)

- 第19条** 第17条第1項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、本協会は、当該不服の申立てに係る処分について改めて審査（以下「再審査」という。）を行い、その結果を申立協会員に通知する。
- 2 再審査の結果、不服の申立てに係る処分が不相当であると認められた場合、本協会は、当該処分を変更し又は取り消す。
 - 3 本協会は、再審査において、再弁明の手続を行うものとする。
 - 4 申立協会員は、再審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の手続)

- 第20条** 本協会は、前条第3項の再弁明の手続を行う場合は、その旨を当該再弁明の手続に係る協会員に通知する。
- 2 前項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
 - 1 再審査において、前条第3項の再弁明の手続を行う旨

- 2 再審査に係る処分の日
 - 3 第18条第1項第2号の決定の日
 - 4 再弁明の期日及び場所
 - 5 再弁明の手續に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 3 前項の通知においては、申立協会員は、再弁明の手續が終結する時までの間、当該再弁明の手續に係る事案に関する会社事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができることを教示する。
- 4 第5条第2項及び第6条から第13条の規定は、再弁明の手續において、準用する。この場合において、これらの規定中「弁明」とあるのは「再弁明」と読み替えるものとする。

(再審査の結果通知)

第21条 第19条第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- 1 申立協会員の商号及び所在地
 - 2 再審査の結果及び理由並びにその決定の日
- 2 前項の通知においては、再審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再審査の結果の公表)

第22条 本協会は、再審査の結果、不服の申立てに係る処分を変更し又は取り消す場合は、その旨を各協会員に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。この場合、不服の申立てに係る処分についての第15条第2項の公表を中止するものとする。
- 3 再審査の結果が不服の申立てに係る処分を変更するものである場合には、前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該処分について第15条第2項の公表を行った日から5年間とする。

第5章 雑 則

(費 用)

第23条 第2章から前章までに規定する手續の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、申立協会員の負担とする。

- 1 弁明の期日及び再弁明の期日における会場に係る費用
- 2 弁明の手續及び再弁明の手續において主宰者が職権で依頼した鑑定に係る費用
- 3 本協会及び不服審査会が文書の通知に要した費用

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

不服審査会規則（案）**（目 的）**

第 1 条 この規則は、定款第76条の3第4項の規定に基づき、不服審査会（以下「審査会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

（構 成）

第 2 条 審査会は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから選任する委員をもって構成する。

（委 員）

第 3 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

2 委員の数は、3人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときに第1項の規定により選任する後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 審査会に委員長1人を置き、副委員長1人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

3 委員長は、審査会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

（審査会の招集）

第 5 条 審査会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

（定 足 数）

第 6 条 審査会は、その議事について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。

(議 決)

- 第 7 条** 審査会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 委員は、1 個の議決権を有する。
- 3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合は、その審議に参加することができない。
- 4 一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

(書面等による審査会)

- 第 8 条** 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、審査会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議 事 録)

- 第 9 条** 審査会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。
- 2 前条第 1 項の書面等による審査会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(議 事 細 則)

- 第 10 条** 審査会は、議事手続その他審査会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

「外務員等規律委員会規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 5 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（議決）</p> <p>第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。<u>ただし、協会員の従業員に関する規則第12条第 1 項に規定する一級不都合行為者としての取扱いを決定する場合及び同規則第13条の 6 第 1 項に規定する再審査において一級不都合行為者としての取扱いを相当と決する場合は、出席した委員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決による。</u></p> <p>2 } 3 } (現 行 ど お り) 4 }</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成22年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>（議決）</p> <p>第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 } 3 } (省 略) 4 }</p>